

○不利益処分についての審査請求に関する規則（平成三十年千葉県人事委員会規則第十六号）

改正後

改正前

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第八項及び第五十一条の規定により、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。第六十一条第三項第六号を除き、以下同じ。）の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求の手續及び審査の結果とるべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査請求書)</p> <p>第四条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 審査請求人の氏名、住所及び生年月日並びに審査請求人が現に職員である場合は、その職名及び所属局 二 審査請求人の処分を受けた当時の職名及び所属局 三 処分者の職及び氏名 四 処分の内容及び年月日 五 処分があったことを知った年月日 六 処分説明書の交付を受けた年月日（処分説明書が交付されなかったときは、その経緯） 七 審査請求の趣旨 八 処分に対する不服の具体的な理由 九 口頭審理を請求するか又は書面審理を請求するかの別及び口頭審理を請求する場合は、公開又は非公開の別 十 審査請求の年月日 <p>2 審査請求人が代理人によって審査請求をするときは、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第八項及び第五十一条の規定により、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。第六十一条第二項を除き、以下同じ。）の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求の手續及び審査の結果とるべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査請求書)</p> <p>第四条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人が記名押印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 (同上) 二 (同上) 三 (同上) 四 (同上) 五 (同上) 六 (同上) 七 (同上) 八 (同上) 九 (同上) 十 (同上) <p>2 審査請求人が代理人によって審査請求をするときは、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名及び住所を記載し、審査請求人の記名押印に代えて当該代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

（証人の宣誓）
第四十五条（略）

2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名して行うものとする。

3（略）

（口述書の提出要求）
第五十条（略）

2（略）

3 口述書には、第四十五条第三項に規定する内容を記載し、証人がこれに署名しなければならない。

4（略）

（調書）
第六十一条（略）

2 人事委員会は、口頭審理調書、準備手続調書及び審尋調書をそれぞれ審理を行った日ごとに作成するものとする。

3 口頭審理調書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 事案の表示

二 審理に出席した当事者及び代理人の氏名

三 審理の場所及び年月日

四 審理の公開又は非公開の別

五 審理の内容の概要

六 審理を行った委員等及び口頭審理調書を作成した職員の氏名
証人等の尋問及び検証を行った場合には、その記録（証人の尋問において第四十九条第一項の措置をとったときは、その旨を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める事項

4（略）

（裁決書）
第六十四条 裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 事実及び理由

（証人の宣誓）
第四十五条（略）

2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行うものとする。

3（略）

（口述書の提出要求）
第五十条（略）

2（略）

3 口述書には、第四十五条第三項に規定する内容を記載し、証人がこれに署名押印しなければならない。

4（略）

（調書）
第六十一条（略）

2 人事委員会は、口頭審理調書、準備手続調書及び審尋調書をそれぞれ審理を行った日ごとに作成するものとし、当該調書には当該審理を行った委員等及び当該調書を作成した職員が記名押印するものとする。

3 口頭審理調書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一（同上）

二（同上）

三（同上）

四（同上）

五（同上）

六（新設）
（同上）

七（同上）
（同上）

4（略）

（裁決書）
第六十四条 裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載し、人事委員会の委員

全員がこれに記名押印しなければならない。

一（同上）

二（同上）

三 裁決の日付

四 人事委員会の委員全員の氏名

(再審の請求の方法)

第七十条 再審の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した再審請求書を人事委員会に提出してしなければならない。

一 再審を請求する当事者(以下「再審請求人」という。)の氏名、住所及び生年月日並びに再審請求人が現に職員である場合は、その職名及び所属

部局

二 裁決の内容及び時期

三 再審を請求する理由

四 第六十八条各号に掲げる事由があることを知った年月日

五 再審の請求の年月日

2 (略)

(書面の提出)

第七十六条 当事者は、この規則に別に定めるもののほか、この規則の規定により人事委員会に対し、請求、申立て、届出等をしようとするときは、書面によりしなければならない。

2 当事者は、次の各号に掲げるものを除き、人事委員会に提出する書面をフアクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

一 第三条第一項に規定する審査請求書、同条第二項に規定する処分説明書の写し及び同条第三項に規定する代理人の資格を証明する書面

二 第九条第二項前段の規定による審査請求人の地位を承継した旨の届出書(同項後段の書面を含む。)及び同条第五項の規定による審査請求人の地位を承継しない旨の届出書

三 第十条第二項の規定による審査請求の取下げの届出書

四 第十三条第二項の規定による併合に係る審査請求人の代表者の選任又は解任に係る届出書、同条第三項の規定による代表者の辞任に係る届出書及び同条第四項の規定による代表者の死亡に係る届出書

五 第十四条第二項の規定による代理人の選任又は解任に係る届出書(同条第三項に規定する書面を含む。)

六 第三十八条第五項に規定する証拠資料及びその写し

七 第四十四条の規定による証人の欠席の届出書

八 第七十条第一項に規定する再審請求書及び同条第二項に規定する資料

三 (同上)

(新設)

(再審の請求の方法)

第七十条 再審の請求は、次の各号に掲げる事項を記載し、再審請求人が記名押印した再審請求書を人事委員会に提出してなければならない。

一 再審請求人の氏名、住所及び生年月日並びに再審請求人が現に職員である場合は、その職名及び所属部局

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

2 (略)

(書面の提出)

第七十六条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

3
(略)

4| 当事者がこの規則の規定により人事委員会に提出する書面の部数は、人事委員会が別に指示する場合を除き、相手方当事者の数に一を加えた数とする。

5| 前項の規定にかかわらず、第二項の規定によりファクシミリを利用して人事委員会に送信した書面については、併せて、当該書面の写しを相手方当事者に直接送付すれば足りる。

6| 前項の規定により書面の送付を受けた相手方当事者は、受領書を当該書面を送付した当事者に送付するとともに、当該受領書の写しを人事委員会に提出しなければならない。

3
(略)

4| 第二項各号に掲げる書面(同項第一号の処分説明書の写し、同項第六号の証拠資料及びその写し並びに同項第八号の資料を除く。)には、当該書面を作成した者がこれに押印しなければならない。

5| (同上)

6| (同上)

7| (同上)